

道がくらしを運びます

8月10日は道の日



8月1日～31日は道路をまもる月間

道がえがおを運びます

人にやさしいみちづくり
をみんなの手で

道路管理者(国、県、市)は警察署や関係機関とともに、道路を「常に広く、美しく、安全に」利用いただけるよう、道路整備や交通安全施設の充実に努力しています。

このような状況のなか、道路を商品置場として利用したり、不法に看板を設置したり、また無許可で工事を行ったりということも見受けられます。これらは道路を狭め、交通の著しい障害となり、最悪の場合、交通事故の原因にもなる大変危険な行為です。

これに対して、道路管理者では、道路パトロールなどにより道路の不適正な使用の是正と正しい使い方の指導を行っています。

道路は通勤、通学、買い物など日常生活に欠くことのできない大切な施設です。しかし、空気のようにあまりにも身近な存在であるため、その重要性が忘れられがちです。これを機会に、道路をもう一度見直し、道路を広く、美しく安全に利用してもらうために次のことを市民の皆さんにお願いします。

○道路を商品置場や作業場などに使うのはやめましょう。

○道路上に自動車や自転車などを放置(長時間駐車)しないようにしましょう。

○看板ややり紙などで道路をよごさないようにしましょう。

○空き缶やタバコの吸殻などゴミの投げ捨てはやめましょう。

○交通ルールを守り、ゆずり合いの心を持って道路を利用しましょう。
○家の前の道は、いつもきれいにしておきましょう。

道路占用の許可申請

手続きについて

道路は歩行者や自動車などの通行のために利用されるものです。この本来的な利用のほかに生活の場として利用することが、非常に限られています。道路法という法律の規定により認められています。市民の皆さんに直接関係するものとして次のものがあります。

1 排水管の埋設
2 日おい、雨よけ

3 のり面(傾斜面)への通路設置
4 添加看板、立看板、旗さお、幕、アーチ

5 工事用板囲・足場、材料置場など

このような道路の占用(独占して使用すること)を行うには、事前に当該道路管理者(国道・県道は愛知